

証券コード 6724

平成21年5月28日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

セイコーエプソン株式会社

取締役社長 碓 井 稔

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のことと拝察申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁のご案内に従って、平成21年6月23日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル アネックスタワー5階
プリンスホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第67期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第67期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役10名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社（株主名簿管理人）にご通知ください。
- (2) 書面により複数回数、議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットにより複数回数、議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- (4) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

5. その他の注意事項

- (1) 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.epson.jp/IR/>）においてお知らせいたします。
- (2) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- (3) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方1名に委任するに限られます。なお、その際は代理権を証明する書面（委任状）を会場受付にご提出ください。

以 上

◎当社は、(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

議決権行使についてのご案内

【書面による議決権行使】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成21年6月23日（火曜日）午後5時までに到着するようご送付ください。

【インターネットによる議決権行使】

1. インターネットによる議決権行使に際して、ご了承いただく事項

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、平成21年6月23日（火曜日）午後5時までに行使していただきますようお願い申し上げます。

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（下記URLをご参照ください。）をご利用いただくことによるのみ可能です。なお、インターネットにより、議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となります。
- (2) 今回ご案内する議決権行使コードおよびパスワードは、本総会に關してのみ有効です。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- (4) インターネットで複数回数、議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- (5) インターネットに関する費用は、株皆様のご負担となります。

2. インターネットによる議決権行使の具体的方法

- (1) <http://www.it-soukai.com>または<https://daiko.mizuho-tb.co.jp>にアクセスしてください。（行使期間中の午前3時～午前5時は上記URLにアクセスできません。）
- (2) 議決権行使コードおよびパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押し、画面の案内に従い、議決権を行使してください。

3. ご利用環境

◎パソコン、ブラウザ：Windows機種、Microsoft Internet Explorer5.5以上

◎インターネット環境：プロバイダーとの契約等インターネットが利用できる環境

*携帯電話、PDA、ゲーム機には対応しておりません。

*Microsoft、Windowsは、Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。

4. セキュリティについて

行使された情報が改ざん・盗聴されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。また、議決権行使コードおよびパスワードは、株皆様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。当社より株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

5. お問い合わせ先（みずほ信託銀行 証券代行部）について

- (1) 議決権電子行使に関するパソコン等の操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル0120-768-524（受付時間 9:00～21:00 土日祝日を除く。）
- (2) 上記（1）以外の住所変更等に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル0120-288-324（受付時間 9:00～17:00 土日祝日を除く。）

添付書類

事業報告

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

(1) 全般的概況

当連結会計年度における経済環境を顧みますと、米国に端を発する金融危機の影響は年度の後半にかけて世界の実体経済に波及しました。その結果、世界景気は後退し、急速に深刻化しました。日本においても、世界景気の後退にともなう設備投資や輸出の減少により、生産活動や企業収益の減少、雇用情勢の急速な悪化なども見られ、年度の後半にかけて景気は急速に悪化しました。

エプソングループ（以下「エプソン」という。）の主要市場におきましては、以下のとおりとなりました。

インクジェットプリンター市場は、景気後退にともない前年割れの傾向が顕著になりました。ドットマトリクスプリンター市場は、中国など一部の国では堅調に推移しているものの、欧米・日本で縮小傾向にあることや景気後退の影響により低調な状況となりました。POSシステム関連の市場においても、景気後退により小売店が投資を抑制したため、レシートプリンターの需要が低調になりました。

プロジェクター市場は、年度の前半はビジネス向けが前年を上回る水準で推移しましたが、後半は景気が急激に後退した影響を受けました。

中・小型液晶ディスプレイの主要なアプリケーションにおいても多くが景気後退の影響を受けました。携帯電話端末市場は、年度の前半には堅調に推移していた中国・インドを始めとするアジア・アフリカ・中東地域などの新興国における低価格帯を中心とした新規需要は頭打ち、あるいは鈍化傾向になったことに加えて、欧米や日本における第3世代携帯電話端末の買い換え需要の低迷が深刻になりました。その他、PDAフォン、デジタルカメラおよびポータブルメディアプレーヤーの市場の伸びは急速に鈍化しました。

なお、情報関連機器事業セグメントと電子デバイス事業セグメントにおける商品については、一般的に競争激化による価格低下や低価格帯への需要シフトが継続的に起きています。

精密機器事業セグメントの市場においては、ウオッチと半導体製造装置の需要は景気後退の影響が見られ、また眼鏡レンズでは低価格化が進行しました。

こうした事業環境のもとで、エプソンは平成21年3月期において次のテーマに取り組みました。

まず、インクジェットプリンター事業については競争力の高い商品の投入と、プリントボリュームの拡大を意識したマーケティングにより、引き続き販売数量の増加を目指しました。また将来の収益の柱へと育てるべく、マイクロピエゾテクノロジーの強みを活かせるビジネス・産業分野の強化にも引き続き取り組みました。

一方、構造改革の過程にある中・小型液晶ディスプレイ事業については、経営資源をアモルファスシリコンTFT液晶ディスプレイと低温ポリシリコンTFT液晶ディスプレイへと一層集中させるとともに、前年度に引き続き携帯電話端末向け以外の需要を取り込み、携帯電話端末需要への依存度を引き下げることによって、事業構造の転換を図りました。

しかしながら、急激な景気後退の影響により、構造の転換が大幅に遅れた中・小型液晶ディスプレイ事業と半導体事業については、現状の枠組みでは採算の改善が困難であると判断し、新たな長期ビジョン「SE15」に基づいて、より踏み込んだ方向付けを行いました。この結果、事業構造改善費用と減損損失を合計762億44百万円計上いたしました。併せて収益性の低下にともない繰延税金資産の取り崩しなどを行った結果、税金費用が261億88百万円となりました。

当連結会計年度の米ドルおよびユーロの平均為替レートはそれぞれ100.53円および143.48円と前期に比べ、米ドルでは12%の円高、ユーロでは11%の円高で推移しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1兆1,224億97百万円（前期比16.7%減）、営業損失は15億88百万円（前期は575億77百万円の営業利益）、経常利益は53億1百万円（前期比91.6%減）、当期純損失は1,113億22百万円（前期は190億93百万円の純利益）となりました。

(2) 事業セグメント別の概況

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりです。

情報関連機器事業

プリンター事業におきましては、インクジェットプリンター（消耗品を含む。以下、各種プリンターにおいて同じ。）は円高影響のほか、低価格品の構成比が上昇したことや数量が減少した影響を受けました。ドットマトリクスプリンターとターミナルモジュールは、円高の影響と景気後退にともなう需要減少の影響を受けました。ページプリンターは景気後退にともなう市場の低迷や競争の激化により数量減少となりました。これらの結果、プリンター事業全体では大幅な減収となりました。

映像機器事業におきましては、液晶プロジェクターの数量は増加となりましたが、円高や価格低下の影響を受けました。これらの結果、映像機器事業全体では減収となりました。

情報関連機器事業セグメントの営業利益につきましては、インクジェットプリンターと液晶プロジェクターにおける価格低下、ドットマトリクスプリンターとPOSシステム関連製品の数量減少などに加えて、円高の影響もあり減益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の情報関連機器事業セグメントの売上高は7,698億50百万円（前期比14.7%減）、営業利益は301億43百万円（同63.8%減）となりました。

電子デバイス事業

ディスプレイ事業におきましては、年度の前半には携帯電話端末市場が堅調に推移したため、アモルファスシリコンTFT液晶ディスプレイの需要が増加しました。一方、低温ポリシリコンTFT液晶ディスプレイは主にデジタルカメラ向けの需要が減少し、液晶プロジェクター用高温ポリシリコンTFT液晶パネルは、プロジェクター市場の伸びが下期に急激に鈍化した影響を受けました。また、事業終結予定のMD-TFD液晶ディスプレイと生産体制を大幅に縮小する予定のカラーSTN液晶ディスプレイはそれぞれ数量減少となりました。これらの結果、ディスプレイ事業全体としては大幅な減収となりました。

水晶デバイス事業におきましては、景気後退にともない、携帯電話端末、デジタルカメラおよびデジタル家電向けなど、多くのアプリケーションにおいて急激な生産調整があったため、大幅な減収となりました。

半導体事業におきましては、商品構成を転換する事業戦略の一環で、携帯電話用LCDドライバーの数量が減少したことや景気後退にともないその他の商品についても数量が減少したことに加え、円高の影響もあったため、大幅な減収となりました。

電子デバイス事業セグメントの営業利益につきましては、ディスプレイ事業の構造改革にともなう費用削減やアモルファスシリコンTFT液晶ディスプレイの数量増加による効果はありましたが、水晶デバイス事業と半導体事業が大幅な減収となったことにより採算も急速に悪化したため、損失額は拡大いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の電子デバイス事業セグメントの売上高は3,116億26百万円（前期比21.1%減）、営業損失は182億49百万円（前期は171億67百万円の営業損失）となりました。

精密機器事業

精密機器事業セグメントにおきましては、ウォッチとICハンドラーの数量減少により減収となり、これにともない営業利益は減益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の精密機器事業セグメントの売上高は726億97百万円（前期比13.4%減）、営業損失は19億7百万円（前期は27億33百万円の営業利益）となりました。

2. 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度において、エプソンは新商品対応のほか、将来事業の育成と今後の成長に向けた設備投資を実施いたしました。また、キャッシュ・フロー改善のために、引き続き投資の厳選と既存設備の効率活用を徹底して進めました。その結果、当連結会計年度における設備投資総額（有形固定資産、無形固定資産のうちソフトウェアおよび借地権）は556億24百万円となりました。なお、生産能力に重要な影響を及ぼす設備の売却、撤去等はありません。

当連結会計年度における資金調達については、特記すべき事項はありません。

3. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

エプソンの支柱事業として位置付けられているプリンター事業および水晶デバイス事業における今後のさらなる成長を実現するため、当社は、オリエント時計

グループとの一層の連携強化が必要と判断したことから、連結子会社であるオリエント時計株式会社の完全子会社化を目的とした公開買付け（買付期間：平成20年9月25日から平成20年11月13日）および平成21年3月1日を効力発生日とする株式交換の実施により同社の全株式を取得、同日付で同社を完全子会社といたしました。

また、プリンター事業および水晶デバイス事業の競争力強化を図るため、オリエント時計株式会社の子会社である秋田オリエント精密株式会社の全株式を取得、平成21年4月1日付で同社を当社の直接子会社といたしました。これに併せ、同社の商号を「秋田エプソン株式会社」に変更いたしました。

4. 吸収合併または吸収分割による権利義務の承継

該当事項はありません。

5. 対処すべき課題

エプソンを取り巻く経営環境は、世界的な景気後退や急激かつ大幅な円高の進行などの影響により非常に厳しい状況にあります。従来の想定を超える環境変化によって社会の変容が進むなか、エプソンが実現すべきお客様価値も、今後、大きく変わっていくものと考えられます。

エプソンは、この変化を好機と捉え、新たな成長軸を確立していくために、原点に立ち返って本当の強みを究め、成長分野・重点分野に経営資源を集中し、事業構造の転換を進めてまいります。

具体的には、上記方針を踏まえ、平成27年（2015年）までにエプソンが目指す姿を定めた長期ビジョン「SE15」と、当該長期ビジョンの実現に向けた平成21年度を初年度とする3カ年計画である「SE15 前期 中期経営計画」を平成21年3月に策定いたしました。

長期ビジョン「SE15」では、創業当時の強みであり、今後の持続的成長という流れにおいても強みとなりえる「省・小・精の技術」を究め、より強い事業分野へ経営資源を集約し、プラットフォーム化を進め、「強い事業の集合体」となり、世界中のあらゆるお客様に感動していただける商品・サービスを提供することを、今後のありたい姿としています。

そのうえで、新中期経営計画「SE15 前期 中期経営計画」では、厳しい経営環境が継続すると予想されるなか、グループの総力を挙げてこの状況に対処し、あ

あらゆる手段を講じて利益体質への転換を図り、さらに長期ビジョン「SE15」の実現に向けての道筋を確実なものとしていくことを目指しています。

今後、エプソンは、以下のとおりエプソンの強みが活かせる分野や成長分野・重点分野に経営資源をシフトしたうえで、次代を担う新規事業の育成に取り組みます。同時に、事業環境の悪化などにより現状の枠組みでは収益化が困難な事業については、拠点の統廃合や他社との戦略的な提携を含め、一層の構造改革と事業基盤の再構築を進めてまいります。

エプソンは、これらの施策を着実かつ迅速に実施することにより、平成27年近傍において、売上高を持続的に成長させていく前提で、売上高経常利益率（ROS）および株主資本利益率（ROE）ともに10%以上を実現することを目指します。

（今後成長が見込まれる事業と対応）

■プリンター事業

エプソンの独自技術であるマイクロピエゾテクノロジーをコア技術としたインクジェットプリンターを中心に、コンシューマー向けからビジネス用途まで、顧客視点に基づいた感性や使い勝手を訴求した商品開発を行い、さらなる事業基盤の強化を図ります。

また、エマージング市場向け商品の拡充や環境配慮型商品の投入により事業拡大を図るとともに、マイクロピエゾテクノロジーを応用し、商業・産業分野への事業展開を強化します。

■プロジェクター事業

リーディングカンパニーとしてトップシェアを維持していくとともに、コアデバイスである高温ポリシリコンTFT液晶を内製している強みを活かし、高光束プロジェクター分野の強化など、さらなる事業領域の拡大を目指します。

■水晶・センサー事業

エプソントヨコム株式会社の完全子会社化による経営のスピード向上と、さらなる効率化により総合力を高め、水晶デバイス市場のリーディングカンパニーとしての地位を一層強固なものとしします。

そのうえで、今後のデバイス事業の中核として位置付け、半導体をはじめとする多くのグループ内の技術との融合により、センシングデバイスやその応用商品の充実と強化を行います。

(今後収益化が困難な事業と対応)

■中・小型液晶ディスプレイ事業

国内拠点の集約や、成長が見込まれる領域への要員シフトの加速などにより事業の効率化を進めます。さらに他社との戦略的な提携をはじめとするあらゆる選択肢を検討し、事業構造の転換に取り組みます。

■半導体事業

従来の強みである低パワーアナログ混載技術をコア技術とした商品を事業領域としつつ、国内製造拠点の集約など、事業規模の見直しを実施します。

さらにプリンター事業や水晶デバイス事業などに半導体技術をはじめとした経営資源をシフトすることにより、成長が見込まれる領域の強化を図ります。

6. 財産および損益の状況

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (当連結会計年度)
	百万円	百万円	百万円	百万円
売上高	1,549,568	1,416,031	1,347,841	1,122,497
経常利益	27,986	49,092	63,263	5,301
当期純利益(△損失)	△17,916	△7,094	19,093	△111,322
1株当たり当期純利益(△損失)	△91円24銭	△36円13銭	97円24銭	△566円92銭
	百万円	百万円	百万円	百万円
総資産	1,325,799	1,285,065	1,139,165	917,342
純資産	474,519	494,335	471,446	318,631
1株当たり純資産額	2,416円54銭	2,395円14銭	2,277円45銭	1,541円16銭

7. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
エプソン販売株式会社	百万円 4,000	% 100.0	情報関連機器の販売
エプソンイメージングデバイス株式会社	百万円 55,000	100.0	電子デバイスの製造 および販売
エプソントヨコム株式会社	百万円 12,266	66.7	電子デバイスの製造 および販売
U. S. Epson, Inc.	千米ドル 111,941	100.0	米州地域統括会社
Epson America, Inc.	千米ドル 40,000	100.0 (100.0)	情報関連機器の販売 精密機器の販売
Epson Europe B. V.	千ユーロ 95,000	100.0	欧州地域統括会社
Epson France S. A.	千ユーロ 4,000	100.0	情報関連機器の販売
Epson (China) Co., Ltd.	百万中国元 1,044	100.0	中国地域統括会社
Suzhou Epson Co., Ltd.	百万中国元 1,043	100.0 (80.6)	電子デバイスの製造
Epson Precision (Hong Kong) Ltd.	千米ドル 81,602	100.0	情報関連機器の製造 精密機器の製造
Singapore Epson Industrial Pte. Ltd.	千シンガ ポールドル 71,700	100.0	情報関連機器の製造 電子デバイスの製造 精密機器の製造
P. T. Indonesia Epson Industry	千米ドル 23,000	100.0	情報関連機器の製造

注1. 出資比率の()内は、間接所有割合を内書しております。

注2. 当社は、エプソントヨコム株式会社株式の公開買付け(買付期間：平成21年3月12日から平成21年4月23日)を実施しております。この結果、同社への出資比率は、平成21年4月24日現在91.1%となっております。

8. 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

エプソンは、情報関連機器、電子デバイス、精密機器などの開発、製造、販売を主な事業としております。

エプソンの事業は、開発活動については先行研究開発や商品開発を主に当社で行い、生産活動および販売活動については事業部制のマネジメントのもと、当社および当社と一体となった国内外の製造・販売関係会社によって事業展開を行っております。

エプソンの事業の種類別セグメント毎の主要商品は次のとおりです。

事業区分	主要商品等
情報関連機器事業	インクジェットプリンター、ページプリンター、ドットマトリクスプリンター、大判インクジェットプリンターおよびそれらの消耗品、カラーイメージスキャナー、ミニプリンター、POSシステム関連製品、液晶プロジェクター、液晶モニター、ラベルライター、PC 等
電子デバイス事業	中・小型液晶ディスプレイ、液晶プロジェクター用高温ポリシリコンTFT液晶パネル、水晶振動子、水晶発振器、オプトデバイス、CMOS LSI 等
精密機器事業	ウオッチ、ウオッチムーブメント、プラスチック眼鏡レンズ、水平多関節型ロボット、ICハンドラー、工業用インクジェット装置 等
その他の事業	グループ内サービス業、胎内育成事業 等

9. 主要な営業所および工場（平成21年3月31日現在）

（1）国内

当社	本社	長野県諏訪市
	本店	東京都新宿区
	広丘事業所 (プリンター生産、研究開発)	長野県塩尻市
	松本南事業所 (ミニプリンター等生産)	長野県松本市
	島内事業所 (液晶プロジェクター部品生産)	長野県松本市
	諏訪南事業所 (液晶パネルおよびFA機器生産)	長野県諏訪郡富士見町
	千歳事業所 (液晶パネル生産)	北海道千歳市
	富士見事業所 (半導体生産、研究開発)	長野県諏訪郡富士見町
	酒田事業所 (半導体生産)	山形県酒田市
	日野事業所 (電子デバイス販売)	東京都日野市
	塩尻事業所 (ウォッチ生産)	長野県塩尻市
	松島事業所 (プラスチック眼鏡レンズ生産)	長野県上伊那郡箕輪町
エプソン販売株式会社	本社	東京都新宿区
エプソンイメージング デバイス株式会社	本社	長野県安曇野市
	鳥取事業所 (液晶ディスプレイ生産)	鳥取県鳥取市
エプソントヨコム株式 会社	本社	東京都日野市
	伊那事業所 (水晶デバイス生産)	長野県上伊那郡箕輪町

注. エプソンイメージングデバイス株式会社は、平成21年4月1日付で本社を旧鳥取事業所（鳥取県鳥取市）に移転いたしました。なお、これにともない、旧本社（長野県安曇野市）は、豊科事業所と名称を変更いたしました。

(2) 海外

Epson Precision (Hong Kong) Ltd. (プリンター、ミニプリンター、映像機器およびウオッチ生産)	中国 香港
P.T. Indonesia Epson Industry (プリンター生産)	インドネシア プカシ

10. 使用人の状況 (平成21年3月31日現在)

事業区分	使用人数 (名)
情報関連機器事業	41,748 (△6,114)
電子デバイス事業	19,818 (△9,791)
精密機器事業	6,038 (△538)
その他の事業	2,151 (△266)
全社 (共通)	2,571 (110)
合計	72,326 (△16,599)

注1. 使用人数の () 内は、前期末からの増減を示しております。

注2. 使用人数は、就業人員数であります。

注3. 全社 (共通) として記載している使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。

11. 主要な借入先 (平成21年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほコーポレート銀行	109,461
株式会社三菱東京UFJ銀行	49,300
株式会社八十二銀行	33,300

注. 借入額には、各行の海外現地法人等からの借入を一部含んでおります。

12. 現況に関するその他の重要な事実

(1) エプソントヨコム株式会社の完全子会社化

当社は、デバイス事業の中核と位置付けた水晶デバイス事業に関する迅速な意思決定が行える環境を整えることを目的として、連結子会社であるエプソントヨコム株式会社の完全子会社化を目的とした公開買付け（買付期間：平成21年3月12日から平成21年4月23日）および平成21年6月1日を効力発生日とする株式交換の実施により同社の全株式を取得し、同社を完全子会社とする予定です。

なお、本株式交換は、会社法第796条第3項本文に定める簡易株式交換により、当社における株主総会の承認決議を経ずに実施される予定です。

(2) 中・小型液晶ディスプレイ事業分野での提携

当社は、ソニー株式会社との間で当社連結子会社エプソンイメージングデバイス株式会社の中・小型液晶ディスプレイ事業分野での提携に向けての協議（同事業分野の事業資産の一部を譲渡することを含む）を開始することに合意し、その旨を平成21年3月12日に公表いたしました。

(3) 不適切な経理処理と四半期報告書の提出遅延

当社の中南米の連結子会社において、今年度を含め過去数年間にわたり不適切な経理処理が行われていたことが発見されました。これは、財務報告に係る内部統制が有効でない可能性があることを示しており、現在、当社グループを挙げて関係会社管理体制等の点検・改善等の再発防止策を実施しております。また、この再発防止策の有効性を確保するため、再発防止監視委員会を設置し、今後の改善活動の進捗をフォローすることとしております。

なお、今回の不適切な経理処理の発生原因の調査・究明と決算の適切な修正に時間を要したため、平成21年3月期第3四半期報告書（金融商品取引法に基づく）を提出期限である平成21年2月16日までに提出することができず、2月26日の提出となりました。

(4) ドイツ著作権料の遡及的支払いに関する和解

平成20年1月1日のドイツ著作権法改正にともない、ドイツにおけるプリンター販売会社は、文芸著作権料徴収団体Verwertungsgesellschaft Wort（VG-Wort）に対し、著作権料を支払うことが義務付けられました。一方、旧著作権法に基づく著作権料支払い義務の存否について、ドイツIT関連業界団体（BITKOM）とVG-Wortとの間で協議が行われてきました。この結果、平成19年12月31日までに販売されたマルチファンクションプリンターについても、遡及的に著作権料を支払うこと

を内容とする和解に至りました。当該和解を受け、BITKOMに参加する当社連結子会社Epson Deutschland GmbHは、VG-Wortに対し52百万ユーロを上限として著作権料の支払いに応じることとしております。

(5) 独占禁止法令に基づく調査等

液晶ディスプレイの価格カルテル嫌疑について、当社および関係する連結子会社は、日本の公正取引委員会および米国、EUなどの競争法関係当局より書類提出などの命令・通知を含む調査を受けており、また米国およびカナダにおいて民事訴訟が提起されております。

II 会社の株式に関する事項（平成21年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 607,458,368株
2. 発行済株式の総数 196,364,592株（自己株式3,018株を含む）
3. 株主数 35,193名
4. 大株主

株主名	持株数（株）	出資比率（%）
青山企業株式会社	20,718,934	10.55
三光起業株式会社	14,288,500	7.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4G）	8,917,900	4.54
セイコーホールディングス株式会社	7,948,800	4.04
服部 靖夫	7,150,406	3.64
服部 禮次郎	7,060,700	3.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,666,200	3.39
第一生命保険相互会社	6,240,000	3.17
服部 勲	5,599,900	2.85
セイコーエプソン従業員持株会	5,258,248	2.67

注1. 発行済株式総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主1名を含め、上位10名の株主を記載しております。なお、出資比率は自己株式を控除して計算しております。

注2. パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社およびその共同保有者から平成21年3月27日付で変更報告書の提出があり、同年3月23日現在で計9,505,120株（出資比率4.84%）を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項（平成21年3月31日現在）

該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	他の法人等の代表状況等
花岡清二	取締役会長（代表取締役）	学校法人エスイー学園 理事長
服部靖夫	取締役副会長	青山企業株式会社 代表取締役 サン企画株式会社 代表取締役
碓井稔	取締役社長（代表取締役）	
両角正幸	専務取締役（生産力強化戦略本部長）	
久保田健二	常務取締役（経営戦略本部長）	
小松宏	常務取締役（デバイス事業戦略室長）	
平野精一	常務取締役	エプソン販売株式会社 代表取締役社長
小口徹	常務取締役（研究開発本部長）	
酒井明彦	取締役（情報機器事業セグメント 副担当兼機器事業企画・管理室長）	
真道昌良	常勤監査役	
内田健治	常勤監査役	
山本恵朗	監査役	
石川達紘	監査役	
宮原賢次	監査役	住友成泉株式会社 代表取締役会長

注1. 監査役山本恵朗氏、石川達紘氏および宮原賢次氏は、社外監査役であります。

注2. 監査役石川達紘氏は弁護士、監査役宮原賢次氏は住友商事株式会社相談役を兼職しております。

注3. 平野精一氏、小口徹氏および酒井明彦氏は平成20年6月25日の定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしました。

注4. 内田健治氏、宮原賢次氏は平成20年6月25日の定時株主総会において新たに監査役に選任され、就任いたしました。

注5. 当事業年度の末日後の役員の変動は、次のとおりです。

氏名	新役名	新担当	旧役名	旧担当	異動年月日
小 松 宏	常務取締役	グローバル営業企画本部副本部長	常務取締役	デバイス事業戦略室長	平成21年4月1日
平野 精一	常務取締役	グローバル営業企画本部長 エプソン販売株式会社取締役社長	常務取締役	エプソン販売株式会社取締役社長	平成21年4月1日
小 口 徹	常務取締役	技術開発本部長	常務取締役	研究開発本部長	平成21年4月1日

注6. 業務執行役員の名、地位および担当は、次のとおりです。

氏名	地位および担当
矢 島 虎 雄	業務執行役員常務（東北エプソン株式会社取締役社長）
J o h n L a n g	業務執行役員常務（Epson America, Inc. 社長）
上 柳 雅 誉	業務執行役員常務（知的財産本部長）
濱 典 幸	業務執行役員（Epson Europe B.V. 会長）
有 賀 修 二	業務執行役員 （エプソンイメージングデバイス株式会社取締役社長）
牛 島 升	業務執行役員（Epson（China）Co., Ltd. 董事長）
丸 山 三 明	業務執行役員（Epson（China）Co., Ltd. 副董事長、 Epson Precision（Hong Kong）Ltd. 社長）
伊 藤 一 紀	業務執行役員（Epson（China）Co., Ltd. 副董事長）
宮 澤 要	業務執行役員（エプソントヨコム株式会社取締役社長）
森 昭 雄	業務執行役員（ウオッチ事業部長）
小 池 清 文	業務執行役員（Epson（China）Co., Ltd. 副董事長総経理）
宮 川 隆 平	業務執行役員（半導体事業部長）
羽 片 忠 明	業務執行役員 （情報機器事業セグメント担当兼情報画像事業本部長）

（1）業務執行役員丸山三明氏は、平成21年3月31日をもって業務執行役員を退任しております。

(2) 当事業年度の末日後の業務執行役員の異動は、次のとおりです。

氏名	新役名	新担当	旧役名	旧担当	異動年月日
矢島 虎雄	業務執行役員 常務	デバイス事業統括 センター統括セン ター長 東北エプソン株式 会社取締役社長	業務執行役員 常務	東北エプソン 株式会社取締 役社長	平成21年 4月1日
牛島 升	業務執行役員	グローバル営業企 画本部副本部長	業務執行役員	Epson (China) Co., Ltd. 董事長	平成21年 4月1日
小池 清文	業務執行役員	Epson (China) Co., Ltd. 董事長 総経理	業務執行役員	Epson (China) Co., Ltd. 副董事 長総経理	平成21年 4月1日

2. 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員 (名)	支給額 (百万円)
取締役	12	461
監査役 (うち社外監査役)	7 (4)	121 (59)
合計	19	582

注1. 上記には、平成20年6月25日の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名および監査役2名(うち社外監査役1名)を含んでおります。

注2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

注3. 平成13年6月26日の定時株主総会の決議により、取締役の報酬月額は700万円以内、監査役の報酬月額は1200万円以内とされております。

注4. 平成21年6月24日開催予定の定時株主総会においては、役員賞与支給議案の上程は見送る方針でありますので、上記の支給額には役員賞与は含まれておりません。

注5. 上記のほか、平成18年6月23日の定時株主総会の役員退職慰労金打ち切り支給決議に基づき、平成20年6月25日の定時株主総会終結の時をもって退任した役員に対して、次のとおり慰労金を支払っております。

退任取締役 3名 503百万円

退任監査役 2名 180百万円(うち社外監査役1名 700百万円)

注6. 平成18年6月23日の定時株主総会の役員退職慰労金打ち切り支給決議に基づき、平成21年6月24日の定時株主総会終結の時をもって退任予定の取締役1名に対して慰労金4400万円を支払う予定です。

3. 社外役員に関する事項

(1) 取締役について

該当事項はありません。

(2) 監査役について

① 他の会社の社外役員の兼任状況

監査役山本恵朗氏は、株式会社クレディセゾンおよび大成建設株式会社の社外取締役を兼任しております。

監査役石川達紘氏は、日本興亜損害保険株式会社、特種東海ホールディングス株式会社および林兼産業株式会社の社外取締役ならびに東鉄工業株式会社の社外監査役を兼任しております。

監査役宮原賢次氏は、株式会社日立製作所および日本電気株式会社の社外取締役を兼任しております。また、住友成泉株式会社の代表取締役会長を兼任しておりますが、当社と同社との間に重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

各社外監査役は、当事業年度に開催された取締役会および監査役会において積極的に発言しております。その発言内容は、議案の説明に対する質問、審議のプロセスの確認などに加えて、自身の経験に照らして新たな視点を提供する趣旨の発言などであります。なお、各監査役の取締役会および監査役会への出席状況は次のとおりです。

氏名	取締役会 (15回開催)	監査役会 (15回開催)
山 本 恵 朗	12回	15回
石 川 達 紘	11回	13回
宮 原 賢 次	8 回	9 回

注. 監査役宮原賢次氏は、平成20年6月25日の定時株主総会において新たに監査役に選任されており、就任以降開催の取締役会11回、監査役会11回における出席状況となっております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役の全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額（百万円）
①当社が公認会計士法第2条第1項の業務の対価として支払うべき会計監査人の報酬等の額	181
②当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	306

注1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の支払額にはこれらの合計額を記載しております。

注2. 当社は、会計監査人との間で公認会計士法第2条第1項の業務以外に、財務報告に係る内部統制のアドバイザリー業務等の対価を支払っております。

注3. 当社の重要な子会社のうち、エプソントヨコム株式会社および海外子会社9社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、取締役会は、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

VI 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 業務執行体制

- (1) 当社では、職務権限規程および業務分掌規程ならびに関係会社管理規程を制定し、グループ全体の権限配分を網羅的に定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築しております。特に関係会社管理規程においては、親会社の事前承認または報告を義務付けるとともに、一定基準を満たすものについては、親会社の取締役会付議事項とすることで、グループとして統制のとれた業務執行が行える体制としております。
- (2) 執行に携わる者は、取締役会に対して、3カ月に1回以上、以下に定める事項について報告を行うものとしております。
 - ① 業績の状況および今後の業績見通しに関する事項
 - ② リスク管理の対応状況
 - ③ 重要な業務執行の状況

2. 職務の執行に関する情報の保存および管理

当社では、職務の執行に関する情報の保存および管理については、文書管理規程、稟議規程、契約書管理規程、その他関連規程に従って行っており、取締役および監査役はこれらの文書等を常時閲覧しております。

3. 遵法経営

- (1) 当社では、遵法経営の基本事項を定める遵法経営基本規程を制定し、組織体制等を定めております。また、「信頼経営」実践の拠り所として、「企業行動原則」およびこれに基づく「社員行動規範」を定めております。
- (2) 遵法経営の総括責任者を社長とし、各事業・職能組織の長がそれぞれ所管する連結事業または業務分野における遵法経営を総括する体制としております。
- (3) 遵法経営を推進する仕組みとして、社内相談・通報窓口「遵法ヘルプライン」、その他の各種相談窓口を設置するとともに、社員向けWeb研修等の各種社内教育を実施しております。
- (4) 社長の下に遵法経営に関する事項を審議する会議体を設置しております。なお、同会議体には常勤監査役も出席しており、遵法活動の内容について監査役も確認できる体制となっております。

- (5) 社長は、定期的に取り締役に遵法経営に関する事項を報告するとともに、必要に応じ対策を講じます。

4. リスクマネジメント

- (1) 当社では、リスク管理体制を定めるリスク管理基本規程を制定し、組織体制、リスク管理の方法等の基本事項を定めております。
- (2) リスク管理の総括責任者を社長とし、各事業・職能組織の長がそれぞれ所管する連結事業または業務分野におけるリスク管理を総括する体制としております。
- (3) 社長の下にリスク管理に関する事項を審議する会議体を設置しております。この会議体において当社グループの主要リスクの抽出・評価について定期的に審議し、適切な制御活動を実施してまいります。また、重要リスク発現時には、所定の危機管理プログラムに従い社長の指揮下で全社的に速やかな初動対応をとる体制としております。
- (4) 社長は、定期的に取り締役にリスク管理に関する事項を報告するとともに、必要に応じ対策を講じます。

5. 監査体制

- (1) 当社では、監査役は監査役監査規程に基づき、職務の遂行上必要と判断したときは、取締役および使用人からヒアリング等を実施することができます。
- (2) 監査役が経営戦略会議、経営会議などの執行サイドの重要会議に出席できることとしており、取締役と同レベルの情報に基づいた監査が実施できる環境となっております。また、監査役に対し重要決裁書類を定期的に回付することとしております。
- (3) 監査業務を補助するため監査役室を設置し、専属の使用人を配置しており、当該使用人の人事異動・人事評価等は、監査役会の意見を尊重することとしております。
- (4) 監査役と内部監査部門および会計監査人との協議を定期的に行うことで、監査の実効性を高めるよう努めております。
- (5) 監査役と代表取締役の定期的な会合を持つことで、監査役自らが業務執行の状況を直接把握できる体制となっております。

VII 会社の支配に関する基本方針

当社は、平成20年4月30日の取締役会において、次のとおり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めました。

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。従って、当社の財務および事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する買付け提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えます。

当社は、企業価値や株主共同の利益を確保・向上させていくためには、役職員が一体となって価値創造に向けて取り組むことや、創業以来の風土を大切にしながら創造と挑戦を続けていくこと、お客様の信頼を維持・獲得していくことが不可欠と考えております。

しかし、株式の大量取得行為の中には、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在します。当社は、このような不適切な株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 基本方針の実現に資する取組み

（1）基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、平成27年（2015年）までにエプソンが目指す姿を定めた長期ビジョン「SE15」と、当該長期ビジョンの実現に向けた平成21年度を初年度とする3カ年計画である「SE15 前期 中期経営計画」を平成21年3月に策定いたしました。

新中期経営計画「SE15 前期 中期経営計画」では、厳しい経営環境が継続すると予想されるなか、グループの総力を挙げてこの状況に対処し、あらゆる手段を講じて利益体質への転換を図り、さらに長期ビジョン「SE15」の実現に向けての道筋を確実なものとしていくことを目指しています。

今後、エプソンは、強みが活かせる分野や成長分野・重点分野に経営資源をシフトしたうえで、次代を担う新規事業の育成に取り組みます。同時に、事業環境

の悪化などにより収益化が困難な事業については、拠点の統廃合や他社との戦略的な提携を含め、一層の構造改革と事業基盤の再構築を進めてまいります。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成20年6月25日の定時株主総会における株主の皆様のご承認のもと、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」という。）を導入しました。

本プランは、当社株式に対する大量買付けが行われた際に、当該買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間および情報を確保するとともに、株主の皆様のために、大量買付け者と協議交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付けを抑止することを目的としております。具体的には、当社の発行済株式総数の20%以上となる株式の買付けまたは公開買付けを実施しようとする買付け者に、買付け説明書を事前に当社取締役会へ提供すること、本プランに定める手続きを遵守することを求めています。そのうえで、当該買付け行為が、本プランに従わない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を侵害する買付けであると判断された場合は、当該買付け行為を阻止するための対抗措置を発動するプランとなっております。

一方、当社取締役会は、対抗措置発動を含む本プランの発動について、取締役会の恣意的判断を排除するため、独立性の高い社外者等から構成される特別委員会の判断を経ることとしております。特別委員会は、買付け内容の検討、当社取締役会への代替案等の情報の請求、株主の皆様への情報開示、買付け者との交渉等を行います。特別委員会は、本プラン発動の要否を当社取締役会に勧告し、当社取締役会はその勧告を最大限尊重し、会社法上の機関としての決議を速やかに行うこととしております。

3. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記2. (1)に記載した取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

また、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、上記1. に記載した基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の承認を得たうえで導入されたものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、当社経営陣から独立性の高い者のみから構成される特別委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間が約3年と定められたうえ、取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	617,677	流動負債	283,848
現金及び預金	172,921	支払手形及び買掛金	70,177
受取手形及び売掛金	134,133	短期借入金	42,182
有価証券	102,014	一年内返済予定の長期借入金	18,543
商品及び製品	91,471	未払金	61,748
仕掛品	36,947	未払法人税等	6,208
原材料及び貯蔵品	19,132	繰延税金負債	274
繰延税金資産	12,673	賞与引当金	11,572
その他	51,773	製品保証引当金	9,813
貸倒引当金	△3,389	訴訟損失引当金	8,214
固定資産	299,664	その他の	55,113
(有形固定資産)	(253,712)	固定負債	314,862
建物及び構築物	404,869	社債	100,000
機械装置及び運搬具	518,819	長期借入金	185,322
工具、器具及び備品	184,508	繰延税金負債	5,818
土地	54,994	退職給付引当金	12,966
建設仮勘定	2,958	リサイクル費用引当金	926
その他	137	製品保証引当金	677
減価償却累計額	△912,574	訴訟損失引当金	45
(無形固定資産)	(16,789)	負ののれん	1,729
(投資その他の資産)	(29,161)	その他	7,375
投資有価証券	15,281	負債合計	598,710
長期貸付金	44	【純資産の部】	
繰延税金資産	2,751	株主資本	341,220
その他	11,368	資本金	53,204
貸倒引当金	△284	資本剰余金	79,500
資産合計	917,342	利益剰余金	208,524
		自己株式	△8
		評価・換算差額等	△38,596
		その他有価証券評価差額金	2,835
		繰延ヘッジ損益	△2,175
		為替換算調整勘定	△39,255
		少数株主持分	16,007
		純資産合計	318,631
		負債純資産合計	917,342

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売 上 高		1,122,497
売 上 原 価		833,053
売 上 総 利 益		289,443
販売費及び一般管理費		291,031
営 業 損 失		1,588
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,288	
為 替 差 益	3,146	
そ の 他	7,512	14,948
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,110	
そ の 他	1,947	8,058
経 常 利 益		5,301
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	349	
訴 訟 損 失 引 当 金 戻 入 額	272	
製 品 保 証 引 当 金 戻 入 額	264	
そ の 他	583	1,469
特 別 損 失		
減 損 損 失	20,348	
事 業 構 造 改 善 費 用	55,896	
そ の 他	20,086	96,331
税金等調整前当期純損失		89,559
法人税、住民税及び事業税	7,744	
法 人 税 等 調 整 額	18,443	26,188
少 数 株 主 損 失		4,425
当 期 純 損 失		111,322

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成20年3月31日残高	53,204	79,500	326,719	△7	459,417
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△6,872	—	△6,872
当期純損失	—	—	△111,322	—	△111,322
自己株式の取得	—	—	—	△1	△1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△118,195	△1	△118,196
平成21年3月31日残高	53,204	79,500	208,524	△8	341,220

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成20年3月31日残高	3,859	156	△16,227	△12,211	24,240	471,446
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△6,872
当期純損失	—	—	—	—	—	△111,322
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△1,024	△2,332	△23,027	△26,384	△8,233	△34,618
連結会計年度中の変動額合計	△1,024	△2,332	△23,027	△26,384	△8,233	△152,815
平成21年3月31日残高	2,835	△2,175	△39,255	△38,596	16,007	318,631

注．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

連結子会社の数 97社

主要な連結子会社は次のとおりであります。

エプソン販売(株)	エプソンダイレクト(株)
オリエント時計(株)	東北エプソン(株)
エプソンイメージングデバイス(株)	エプソントヨコム(株)
U. S. Epson, Inc.	Epson America, Inc.
Epson Electronics America, Inc.	Epson Portland Inc.
Epson El Paso, Inc.	Epson Europe B. V.
Epson (U. K.) Ltd.	Epson Deutschland GmbH
Epson Europe Electronics GmbH	Epson France S. A.
Epson Italia s. p. a.	Epson Iberica, S. A.
Epson Telford Ltd.	Epson (China) Co., Ltd.
Epson Korea Co., Ltd.	Epson (Shanghai) Information Equipment Co., Ltd.
Epson Hong Kong Ltd.	Epson Taiwan Technology & Trading Ltd.
Epson Singapore Pte. Ltd.	Epson Australia Pty. Ltd.
Suzhou Epson Co., Ltd.	Tianjin Epson Co., Ltd.
Epson Precision (Hong Kong) Ltd.	Epson Imaging Devices (H. K.) Ltd.
Singapore Epson Industrial Pte. Ltd.	P. T. Indonesia Epson Industry
Epson Precision (Philippines), Inc.	Epson Imaging Devices (Phils.) Inc.
Epson Toyocom Malaysia Sdn. Bhd.	

(連結子会社の変動理由)

(減少3社)

- ・清算によるもの2社
 - 野洲セミコンダクター(株)
 - Toyocom U. S. A., Inc.
- ・株式の一部売却による持分法適用会社への移行によるもの1社
 - エプソン日新トラベルソリューションズ(株)

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社は次のとおりであります。

Orient Watch (Beijing) Co., Ltd.

(非連結子会社について連結の範囲から除外した理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用している非連結子会社は次のとおりであります。

Orient Watch (Beijing) Co., Ltd.ほか2社

(持分法適用非連結子会社の変動理由)

(増加1社)

- ・株式の新規取得によるもの1社

Unitech Precision (H.K.) Ltd.

(2) 持分法を適用している関連会社は次の5社であります。

アヴァシス(株) (平成20年4月エプソンアヴァシス(株)から社名変更)

エプソン日新トラベルソリューションズ(株) Time Module (Hong Kong) Ltd.

epService Co., Ltd.

Shanghai Epson Magnetics Co., Ltd.

(持分法適用関連会社の変動理由)

(増加1社)

- ・株式の一部売却による連結子会社からの移行によるもの1社

エプソン日新トラベルソリューションズ(株)

(3) 次の関連会社については、下記の理由により持分法を適用しておりません。

林精器製造(株)ほか1社

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

- (4) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

一部の在外連結子会社の決算日は12月31日であり、連結計算書類作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

…償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

…当連結会計年度末日の市場価格等による時価法（評価差額は主として全部純資産直入法により処理し、取得原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

…主として移動平均法による原価法

② デリバティブ取引

時価法

③ たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）が適用されたことにともない、たな卸資産の評価基準を変更しております。

これにより、営業損失が697百万円増加し、経常利益が同額減少し、税金等調整前当期純損失が5,266百万円増加しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社および国内連結子会社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	8～50年
機械装置及び運搬具	2～12年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	3～5年
--------	------

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れにそなえ、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給にそなえ、主として支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

当社では、役員賞与の支給にそなえ、支給見込額を計上しております。

④ 製品保証引当金

将来の製品保証にともなう支出にそなえ、過年度のアフターサービス費の売上高に対する発生率による額のほか、支出が具体的に見積り可能な特定事業について、当該発生見積額を計上しております。

⑤ 訴訟損失引当金

訴訟関連費用の支出にそなえ、損害賠償金・訴訟費用等について、当連結会計年度末において必要と認めた合理的な発生見積額を計上しております。

⑥ 退職給付引当金

当社および一部の国内連結子会社では、従業員の退職給付にそなえ、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

また、上記以外の国内連結子会社では、従業員の退職給付にそなえ、自己都合による当連結会計年度未要支給額を計上しております。

過去勤務債務は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時より損益処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理することとしております。

⑦ リサイクル費用引当金

販売した家庭系パーソナルコンピュータの将来の回収および再資源化にともなう支出にそなえ、当該発生見積額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、当連結会計年度末日の為替相場により円貨に換算し、換算差額は当連結会計年度の損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、当連結会計年度末日の為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定ならびに少数株主持分に含めております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として時価評価によるヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部における繰延ヘッジ損益として繰り延べております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

為替予約取引および通貨オプション取引

…入出金外貨額

金利スワップ取引

…借入金の変動金利および固定金利

③ ヘッジ方針

通貨関連については、ネットティング等の利用によりヘッジ対象外貨額を最小にした上で、主として外貨建売上に関わる為替の市場変動リスクを抑えるために、金利関連については、金利の市場変動リスクを抑えるために行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の変動率が同一であることから、ヘッジ開始時およびその後も継続して双方の相場変動が相殺されるため、ヘッジ有効性の評価は省略しております。

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(7) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(8) のれんおよび負ののれんの償却に関する事項

のれんおよび負ののれんの償却については、5年間で均等償却しております。

5. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準の適用)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

これにより、営業損失は678百万円減少し、経常利益は376百万円、税金等調整前当期純損失は269百万円それぞれ増加しております。

(完成工事高および完成工事原価の計上基準の変更)

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日) および「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日) が平成21年3月31日以前に開始する連結会計年度から適用できることになったこととともない、当連結会計年度からこれらの会計基準等を適用し、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。これによる連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

「財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号) が適用となることとともない、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ86,344百万円、49,618百万円、25,394百万円であります。

連結貸借対照表に関する注記

保証債務

正規従業員の住宅金融・住宅財形融資制度による銀行からの借入金に対して保証を行っております。

正規従業員	1,707百万円
-------	----------

連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 196,364,592株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	3,141百万円	16円	平成20年 3月31日	平成20年 6月26日
平成20年10月29日 取締役会	普通株式	3,730百万円	19円	平成20年 9月30日	平成20年 12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、付議いたします。

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,374百万円	利益剰余金	7円	平成21年 3月31日	平成21年 6月25日

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,541円16銭

2. 1株当たり当期純損失 566円92銭

重要な後発事象に関する注記

(株式交換による連結子会社の完全子会社化)

当社および当社の連結子会社であるエプソントヨコム株式会社（以下、エプソントヨコム）は、平成21年4月30日開催の各社取締役会において、当社を完全親会社とし、エプソントヨコムを完全子会社とする株式交換（以下、本株式交換）を行うことを決議し、株式交換契約を締結しました。

なお、本株式交換の結果、エプソントヨコムは、平成21年5月26日をもって上場廃止となる予定です。

(1) 株式交換の目的

本株式交換は、当社グループの経営のスピードを向上させるとともに更なる効率化の実現により、当社グループの総合力を高め、経営基盤の強化および企業価値の最大化を図るものです。

(2) 株式交換の方法および内容

① 株式交換の方法

平成21年4月30日に締結した株式交換契約に基づき、エプソントヨコムの株主が有する株式を当社に移転させる代わりに、当社が発行する普通株式を割当交付いたします。

② 株式交換に係る割当の内容

エプソントヨコム株式1株に対して、当社新株式0.21株を割当て交付します。

③ 株式交換の時期

株式交換の効力発生日 平成21年6月1日

(注)本株式交換は、当社においては、会社法第796条第3項の規定に基づき、簡易株式交換の手続きにより、また、エプソントヨコムにおいては、同法第784条第1項に定める略式株式交換の手続きにより、両社ともに株主総会の手続きを経ることなく行われる予定です。

その他の注記

1. 液晶ディスプレイの価格カルテル嫌疑について、当社および関係する連結子会社は、日本の公正取引委員会および米国、EUなどの競争法関係当局より書類提出などの命令・通知を含む調査を受けており、また米国およびカナダにおいて民事訴訟が提起されております。

2. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
鳥取県	液晶ディスプレイ生産設備	建物及び構築物
鳥取市	半導体生産設備	機械装置及び運搬具
山形県	ほか	工具、器具及び備品
酒田市		土地
長野県		無形固定資産
富士見町		ほか
ほか		

当社グループは、原則として、事業用資産については、資産に対応して継続的に収支の把握を実施している管理会計上の事業区分、売却予定資産および遊休資産については、個別物件ごとにグルーピングを行っております。その結果、市況の変化による製品価格の低下による収益性の著しい低下や将来における利用計画の見直しにともない使用価値が著しく低下した事業用資産、整理・統合が予定されている生産設備および遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（73,839百万円）を特別損失に計上し、減損損失および事業構造改善費用として表示しております。その主な内訳は、建物及び構築物31,744百万円、機械装置及び運搬具24,809百万円、工具、器具及び備品4,645百万円、土地6,235百万円、無形固定資産3,930百万円ほかであります。

なお、回収可能価額は、使用価値および正味売却価額により測定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローを6.1%で割引いて算定しております。

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	316,758	流動負債	200,328
現金及び預金	29,620	支払手形	322
受取手形	156	買掛金	60,016
売掛金	74,370	短期借入金	26,700
有価証券	101,000	一年以内返済予定の長期借入金	18,040
商品及び製品	10,070	リース債	409
仕掛品	12,837	未払金	37,603
原材料及び貯蔵品	14,998	未払費用	5,849
繰延税金資産	6,105	未払法人税等	697
短期貸付金	12,104	預り金	31,454
未収入金	42,025	賞与引当金	5,675
信託受益権	6,765	製品保証引当金	2,224
その他の権利	6,707	訴訟損失引当金	8,214
貸倒引当金	△4	その他	3,121
固定資産	331,776	固定負債	292,757
(有形固定資産)	(174,219)	社債	100,000
建物	81,782	長期借入金	184,760
構築物	4,210	リース債	1,370
機械及び装置	31,412	退職給付引当金	3,326
車両運搬具	41	製品保証引当金	677
工具、器具及び備品	9,280	訴訟損失引当金	45
土地	47,075	その他	2,578
建設仮勘定	275	負債合計	493,086
その他	141	【純資産の部】	
(無形固定資産)	(11,685)	株主資本	154,965
ソフトウェア	7,244	資本金	53,204
その他	4,440	資本剰余金	79,500
(投資その他の資産)	(145,871)	資本準備金	79,500
投資有価証券	10,534	利益剰余金	22,269
関係会社株式	131,283	利益準備金	3,132
長期前払費用	666	その他利益剰余金	19,137
繰延税金資産	1,124	特別償却準備金	1,073
その他の権利	2,414	別途積立金	121,570
貸倒引当金	△153	繰越利益剰余金	△103,507
資産合計	648,534	自己株式	△8
		評価・換算差額等	482
		その他有価証券評価差額金	2,715
		繰延ヘッジ損益	△2,233
		純資産合計	155,448
		負債純資産合計	648,534

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		676,917
売 上 原 価		633,584
売 上 総 利 益		43,333
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		79,524
営 業 損 失		36,190
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	30,440	
為 替 差 益	6,602	
そ の 他	5,118	42,161
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,606	
そ の 他	2,403	7,010
経 常 損 失		1,038
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	125	
訴 訟 損 失 引 当 金 戻 入 益	272	
製 品 保 証 引 当 金 戻 入 益	253	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	6	
そ の 他	286	944
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	26	
固 定 資 産 除 却 損	1,373	
減 損 損 失	7,491	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	55,685	
事 業 構 造 改 善 費 用	18,048	
訴 訟 損 失 引 当 金 繰 入 額	4,546	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	150	
そ の 他	7,971	95,292
税 引 前 当 期 純 損 失		95,387
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	429	
法 人 税 等 調 整 額	16,595	17,024
当 期 純 損 失		112,412

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成20年4月1日から）
（平成21年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本								株 主 資 本 計
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金				自 己 株 式	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
				特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成20年3月31日残高	53,204	79,500	3,132	1,984	141,570	△5,132	141,554	△7	274,252
事業年度中の変動額									
特別償却準備金の繰入	—	—	—	87	—	△87	—	—	—
特別償却準備金の取崩	—	—	—	△998	—	998	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	△20,000	20,000	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△6,872	△6,872	—	△6,872
当期純損失	—	—	—	—	—	△112,412	△112,412	—	△112,412
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△1	△1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△910	△20,000	△98,374	△119,284	△1	△119,286
平成21年3月31日残高	53,204	79,500	3,132	1,073	121,570	△103,507	22,269	△8	154,965

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等	
平成20年3月31日残高	3,326	222	3,549	277,801
事業年度中の変動額				
特別償却準備金の繰入	—	—	—	—
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	△6,872
当期純損失	—	—	—	△112,412
自己株式の取得	—	—	—	△1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△610	△2,456	△3,066	△3,066
事業年度中の変動額合計	△610	△2,456	△3,066	△122,353
平成21年3月31日残高	2,715	△2,233	482	155,448

注：記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

…償却原価法（定額法）

子会社株式および関連会社株式

…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

…当期末日の市場価格等による時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、取得原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

…主として移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引

時価法

(3) たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(会計方針の変更)

当期より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）が適用されたこととともない、たな卸資産の評価基準を変更しております。

これにより、営業損失および経常損失はそれぞれ926百万円増加し、税引前当期純損失が4,573百万円増加しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～50年
機械及び装置	5～12年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	3～5年
--------	------

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失にそなえるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給にそなえ、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給にそなえ、支給見込額を計上しております。

(4) 製品保証引当金

将来の製品保証にともなう支出にそなえ、過年度のアフターサービス費の売上高に対する発生率による額のほか、支出が具体的に見積り可能な特定事業について、当該発生見積額を計上しております。

(5) 訴訟損失引当金

訴訟関連費用の支出にそなえ、損害賠償金・訴訟費用等について、当期末において必要と認めた合理的な発生見積額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付にそなえ、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時より損益処理しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理することとしております。

4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当期末日の為替相場により円貨に換算し、換算差額は当期の損益として処理しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として時価評価によるヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部における繰延ヘッジ損益として繰り延べております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

為替予約取引および通貨オプション取引

…入出金外貨額

金利スワップ取引

…借入金の変動金利

(3) ヘッジ方針

通貨関連については、ネットティング等の利用によりヘッジ対象外貨額を最小にした上で、主として外貨建売上に関わる為替の市場変動リスクを抑えるために、金利関連については、金利の市場変動リスクを抑えるために行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の変動率が同一であることから、ヘッジ開始時およびその後も継続して双方の相場変動が相殺されるため、ヘッジ有効性の評価は省略しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理については、税抜方式によっております。

7. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

重要な会計方針の変更

(リース取引に関する会計基準の適用)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当期より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これによる計算書類に与える影響は軽微であります。

(完成工事高および完成工事原価の計上基準の変更)

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)および「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)が平成21年3月31日以前に開始する会計年度から適用できることになったこととともない、当期からこれらの会計基準等を適用し、当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。これによる計算書類に与える影響は軽微であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 585,637百万円

2. 保証債務

(1) 関係会社の銀行借入金等に対して次のとおり保証を行っております。

エプソンイメージングデバイス(株)	3,325百万円
Epson Taiwan Technology & Trading Ltd.	201百万円
Singapore Epson Industrial Pte. Ltd.	143百万円
Epson Precision (Johor) Sdn. Bhd.	127百万円
その他 (10社)	339百万円
合計	4,138百万円

(2) 正規従業員の住宅金融・住宅財形融資制度による銀行からの借入金に対して保証を行っております。

正規従業員 1,213百万円

3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	94,326百万円
短期金銭債務	76,768百万円
長期金銭債務	1,310百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	566,555百万円
仕入高	284,934百万円
その他の営業取引	54,560百万円
営業取引以外の取引高	31,914百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当期末日における自己株式の総数

自己株式 3,018株

税効果に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
株式評価減	37,184百万円
固定資産（減損および償却超過）	18,966百万円
繰越欠損金	12,871百万円
たな卸資産評価減	6,859百万円
訴訟損失引当金	3,340百万円
賞与引当金	2,298百万円
退職給付引当金	1,400百万円
製品保証引当金	1,173百万円
繰延ヘッジ損益	903百万円
一括償却資産	481百万円
その他	2,944百万円
繰延税金資産小計	88,424百万円
評価性引当額	△79,520百万円
繰延税金資産合計	8,904百万円
繰延税金負債	
特別償却準備金	△728百万円
その他有価証券評価差額金	△945百万円
繰延税金負債合計	△1,673百万円
繰延税金資産の純額	7,230百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 役員およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社等（当該会社等の子会社を含む）（単位：百万円）

会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
㈱サンリツ (注1)	被所有 直接0.0%	なし	不動産の賃借 (注2)	18	投資その他の資産その他	1

取引条件および取引条件の決定方針等

注1. 当社役員服部靖夫が9.5%を直接保有し、その近親者が71.3%を保有しております。

注2. 不動産の賃借は、近隣の相場をもとに交渉の上決定しております。

注3. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 子会社

(単位：百万円)

会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
Epson Europe B. V.	所有 直接100%	欧州地域統括会社 役員の兼任	情報関連機器の販売 (注1)	153,381	売掛金	7,018
Epson America, Inc.	所有 間接100%	当社製品の販売 役員の兼任	情報関連機器の販売 (注1)	134,108	売掛金	12,093
エプソン販売(株)	所有 直接100%	当社製品の販売 役員の兼任	情報関連機器の販売 (注1)	147,583	売掛金	21,523
			余剰資金の預り(注2)	(注3)	預り金	17,162
Epson Precision (Hong Kong) Ltd.	所有 直接100%	当社製品の製造委託 役員の兼任	情報関連機器および精密機器の購入(注4)	103,316	未収入金	1,547
					買掛金	14,152
P. T. Indonesia Epson Industry	所有 直接100%	当社製品の製造委託 役員の兼任	情報関連機器の購入 (注5)	89,580	未収入金	1,161
					買掛金	7,780
エプソンイメージングデバイス(株)	所有 直接100%	当社製品の販売	増資の引受 (注6)	40,000	—	—
			余剰資金の預り(注2)	(注3)	預り金	8,718
野洲セミコンダクター(株)	なし	なし	預り資金の返金(注7)	8,450	預り金	—

取引条件および取引条件の決定方針等

注1. 情報関連機器の販売価格は、市場価格から適切な販売会社のマージンを控除し、決定しております。

注2. 余剰資金の預りは、グループ内の資金貸借制度を制定し、制定したルールのもとで実施しております。

注3. 余剰資金の預りは、資金貸借制度のもとで日々資金移動を行っていることから、取引金額欄への記載は行っておりません。

注4. 情報関連機器および精密機器の購入価格は、製造原価に製造会社の適正な利益を上乗せし、決定しております。

注5. 情報関連機器の購入価格は、製造原価に製造会社の適正な利益を上乗せし、決定しております。

注6. 増資の引受は、同社が行った増資を1株800,000円で全額引き受けたものであります。

注7. 預り資金の返金は、同社の清算手続にともない実施したものであります。

注8. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 791円64銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 572円47銭 |

重要な後発事象に関する注記

(株式交換による連結子会社の完全子会社化)

当社および当社の連結子会社であるエプソントヨコム株式会社（以下、エプソントヨコム）は、平成21年4月30日開催の各社取締役会において、当社を完全親会社とし、エプソントヨコムを完全子会社とする株式交換（以下、本株式交換）を行うことを決議し、株式交換契約を締結しました。

なお、本株式交換の結果、エプソントヨコムは、平成21年5月26日をもって上場廃止となる予定です。

(1) 株式交換の目的

本株式交換は、当社グループの経営のスピードを向上させるとともに更なる効率化の実現により、当社グループの総合力を高め、経営基盤の強化および企業価値の最大化を図るものです。

(2) 株式交換の方法および内容

① 株式交換の方法

平成21年4月30日に締結した株式交換契約に基づき、エプソントヨコムの株主が有する株式を当社に移転させる代わりに、当社が発行する普通株式を割当交付いたします。

② 株式交換に係る割当の内容

エプソントヨコム株式1株に対して、当社新株式0.21株を割当て交付します。

③ 株式交換の時期

株式交換の効力発生日 平成21年6月1日

(注)本株式交換は、当社においては、会社法第796条第3項の規定に基づき、簡易株式交換の手続きにより、また、エプソントヨコムにおいては、同法第784条第1項に定める略式株式交換の手続きにより、両社ともに株主総会の手続きを経ることなく行われる予定です。

その他の注記

減損損失

当期において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
山形県 酒田市	半導体生産用設備	建物 機械及び装置
長野県 富士見町	液晶パネル生産設備	工具、器具及び備品 その他無形固定資産
ほか	ほか	ほか

当社は、原則として、事業用資産については、資産に対応して継続的に収支の把握を実施している管理会計上の事業区分、売却予定資産および遊休資産については、個別物件ごとにグルーピングを行っております。その結果、市況の変化による製品価格の低下による収益性の著しい低下や将来における利用計画の見直しにともない使用価値が著しく低下した事業用資産、整理・統合が予定されている生産設備および遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（24,249百万円）を特別損失に計上し、減損損失および事業構造改善費用として表示しております。その主な内訳は、建物10,813百万円、機械及び装置7,766百万円、工具、器具及び備品1,516百万円、その他無形固定資産3,335百万円ほかであります。

なお、回収可能価額は、使用価値及び正味売却価額により測定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローを6.1%で割引いて算定しております。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年4月30日

セイコーエプソン株式会社

取締役会 御中

新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員 公認会計士 渋谷 道 夫 ㊟
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 市 村 清 ㊟
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 山 元 清 二 ㊟
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セイコーエプソン株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セイコーエプソン株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年 4月30日

セイコーエプソン株式会社

取締役会 御中

新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渋谷 道夫 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市村 清 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山元 清二 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セイコーエプソン株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証致しました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討致しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、事業報告に記載のとおり、海外連結子会社の一部において財務報告に係る内部統制に関し有効でない可能性があるとして取締役は評価しておりますが、取締役等はその改善に取り組んでおり、また、当期の計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の適正性に影響が生じておらず、内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。

なお、事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、会計監査人新日本有限責任監査法人から、事業報告に記載のとおり、財務報告に係る内部統制が有効でない可能性を示している事項があることを踏まえた上で、会計監査を行った旨の報告を受けております。

平成21年5月7日

セイコーエプソン株式会社 監査役会

常勤監査役 真 道 昌 良 ㊟

常勤監査役 内 田 健 治 ㊟

社外監査役 山 本 惠 朗 ㊟

社外監査役 石 川 達 紘 ㊟

社外監査役 宮 原 賢 次 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、利益配分につきましては、経営の効率性および収益性のさらなる改善によりキャッシュ・フローの向上に努め、安定した配当を継続することを基本としております。そのうえで、今後の事業戦略に応じた資金需要および業績や財務状況などを総合的に勘案し、中長期的に連結配当性向30%を継続的に実現することを目標として、株主の皆様への利益還元を行う所存であります。しかし、電子デバイス事業における事業構造改善費用および減損損失の計上などにより大幅な当期純損失となるとともに、今後も厳しい事業環境が継続すると見込まれるため、期末配当は1株当たり7円とさせていただきますと存じます。

これにより、既にお支払いしている中間配当金（1株当たり19円）を加えました年間の配当金は、1株当たり26円となり、前期より6円の減配となります。

(1) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金7円 総額1,374,531,018円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年6月25日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金 121,570,923,787円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 121,570,923,787円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、振替制度に一斉移行（株券電子化）されました。

これにとまない、株券の存在を前提とした規定の削除、条数の繰り上げ、附則の新設等の所要の変更を行うものであります。

なお、現行定款第8条につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日を効力発生日として廃止する定款変更決議をしたものとみなされております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
<u>（株券の発行）</u>	（削除）
第8条 当会社は、株式に係る株券を発行する。	
（単元株式数および単元未満株券の不発行）	（単元株式数）
第9条 （省略）	第8条 （現行どおり）
<u>2. 当会社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u>	（削除）
（単元未満株式についての権利）	（単元未満株式についての権利）
第10条 当会社の株主（ <u>実質株主を含む。</u> 以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（1）～（3） （省略）	（1）～（3） （現行どおり）
（株式取扱規則）	（株式取扱規則）
第11条 （省略）	第10条 （現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(以下、条数を繰り上げる)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員9名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1	花岡清二 (昭和22年9月28日生)	昭和45年4月 当社入社 平成7年6月 当社取締役 平成8年7月 Epson America, Inc. 副社長 平成11年6月 当社常務取締役 平成14年4月 当社専務取締役 平成15年4月 当社取締役副社長 平成17年4月 当社取締役社長 平成20年6月 当社取締役会長 (現任)	32,200株
2	服部靖夫 (昭和15年4月30日生)	昭和60年9月 当社取締役 昭和62年9月 当社取締役相談役 平成6年6月 当社取締役副社長 平成7年6月 当社取締役副会長 (現任) 他の法人等の代表状況 青山企業株式会社 代表取締役 サン企画株式会社 代表取締役	7,150,406株
3	碓井稔 (昭和30年4月22日生)	昭和54年11月 信州精器株式会社 (現当社) 入社 平成14年6月 当社取締役 平成19年10月 当社常務取締役 平成20年6月 当社取締役社長 (現任)	16,700株
4	両角正幸 (昭和22年8月28日生)	昭和43年4月 当社入社 平成10年6月 当社取締役 平成14年4月 当社常務取締役 平成16年11月 当社専務取締役 (現任) 平成20年10月 当社生産力強化戦略本部長 (現任)	24,700株
5	久保田健二 (昭和28年12月4日生)	昭和52年4月 当社入社 平成13年6月 当社取締役 平成15年4月 当社常務取締役 (現任) 平成20年10月 当社経営戦略本部長 (現任)	15,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
6	平野 精一 (昭和29年12月11日生)	昭和52年4月 信州精器株式会社(現当社)入社 平成14年6月 当社取締役 平成18年6月 当社業務執行役員 平成19年6月 エプソン販売株式会社取締役社長(現任) 平成19年10月 当社業務執行役員常務 平成20年6月 当社常務取締役(現任) 平成21年4月 当社グローバル営業企画本部長(現任)	9,400株
7	小口 徹 (昭和25年10月2日生)	昭和46年4月 当社入社 平成18年6月 当社業務執行役員 平成19年10月 当社業務執行役員常務 平成20年6月 当社常務取締役(現任) 平成21年4月 当社技術開発本部長(現任)	9,400株
8	酒井 明彦 (昭和29年1月1日生)	昭和59年11月 エプソン株式会社(現当社)入社 平成18年6月 当社業務執行役員 平成20年6月 当社取締役(現任) 平成20年10月 当社情報機器事業セグメント副担当兼機器事業企画・管理室長(現任)	3,500株
9	矢島 虎雄 (昭和25年7月24日生)	昭和46年4月 当社入社 平成9年4月 当社システムデバイス事業部長 平成12年6月 当社取締役 平成15年4月 当社常務取締役 平成18年6月 当社業務執行役員常務(現任) 東北エプソン株式会社取締役社長(現任) 平成21年4月 当社デバイス事業統括センター統括センター長(現任)	11,200株
10	羽片 忠明 (昭和32年12月1日生)	昭和58年4月 信州精器株式会社(現当社)入社 平成17年11月 当社映像機器事業部長 平成20年6月 当社業務執行役員(現任) 平成20年10月 当社情報機器事業セグメント担当兼情報画像事業本部長(現任)	1,300株

注. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

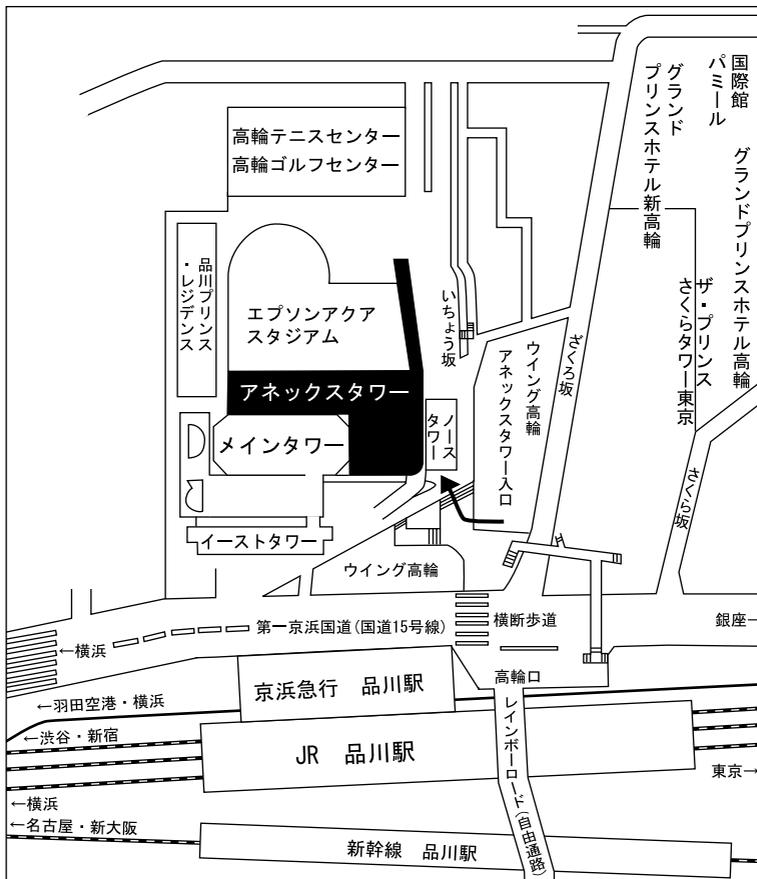
以上

メ モ

株主総会会場ご案内図

東京都港区高輪四丁目10番30号

品川プリンスホテル アネックスタワー5階 プリンズホール



最寄駅 JR線・京浜急行線品川駅（高輪口）より徒歩約2分

より詳細な交通のご案内は品川プリンスホテルホームページ掲載の“アクセス”のページをご覧ください。

<http://www.princehotels.co.jp/shinagawa/access/index.html>